

千代田区

要除却ブロック塀等の改善工事助成制度のご案内

令和7年4月時点

地震などによるブロック塀等の倒壊から歩行者等の安全を確保するため、道路等に面する十分な安全性が確認できないブロック塀等の改善工事を行う場合、工事費用の一部を助成します。

○助成対象となる方

区内にあるブロック塀等を所有又は管理する個人または中小企業基本法に規定される中小企業者等。ただし、下記の方を除きます。

- ① 業として改善工事を行う方
- ② 同一敷地内で同様の助成を既に受けた方

※ 塀及び土地の所有者が複数いる場合は、全ての所有者の同意が必要になります。

※ 同一敷地内での助成は、1回限りです。

○助成対象となるブロック塀等

道路等に面する高さ1m以上のブロック塀等(コンクリートブロック塀、万年塀、石積塀その他これらに類する塀または門柱)で、十分な安全性が確認できないもの

※ 「道路等」は、建築基準法第42条に規定する道路及び多くの方が通行する道をいいます。

※ 十分な安全性が確認できない塀は、下記のいずれかに該当する塀をいいます。

①コンクリートブロック塀の場合

- ・地盤からの高さが2.2mを超えるもの
- ・塀の厚さが10cm未満のもの(塀の高さが2m以上の場合は、15cm未満のもの)
- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がないもの(塀の高さが1.2mを超えるものに限る)
- ・コンクリートブロック内部に鉄筋の設置が確認できないもの
- ・コンクリートの基礎が確認できないもの
- ・ひび割れ、表面の膨らみ、傾き、目地のずれ、欠損及び鉄筋の腐食等劣化が確認できるもの

②コンクリートブロック塀以外の場合

- ・ひび割れ、欠損、傾斜等があり、老朽化が著しいもの。 詳細はご相談ください。

○助成対象となる工事

- 撤去工事 道路等に面するブロック塀等を、原則全て撤去(基礎含む)する工事
- 設置工事 ブロック塀等の撤去後に行う、軽量フェンス等を設置する工事

※ 「軽量フェンス」は、原則高さ2m以下で、スチール又はアルミ製のもので、網状で見通しが可能なものとし、基礎部分は軽量フェンスの設置に必要な高さとし、原則高さ40cm以下とします。

※ 撤去するブロック塀が幅員4m未満の道路に面する場合、新たに設置する軽量フェンス等は、道路の中心から2m後退して設置しなければならない場合があります。

※ 建築基準法に基づく確認申請が必要な場合、工事着手前に助成事業とは別に手続きが必要です。

※ 撤去工事後に期間をあけて行う設置工事は助成対象となりません。

○助成金の額

撤去工事・設置工事に要した費用（税抜）について、下記の条件により算出される金額とします。（設置工事まで行う場合は、①と②の合計額となります。）

①撤去工事		②撤去後の設置工事	
補助率	限度額	補助率	限度額
10/10	40万円	1/2	30万円

※ それぞれの工事で助成額を超える工事費用については、自己負担になります。

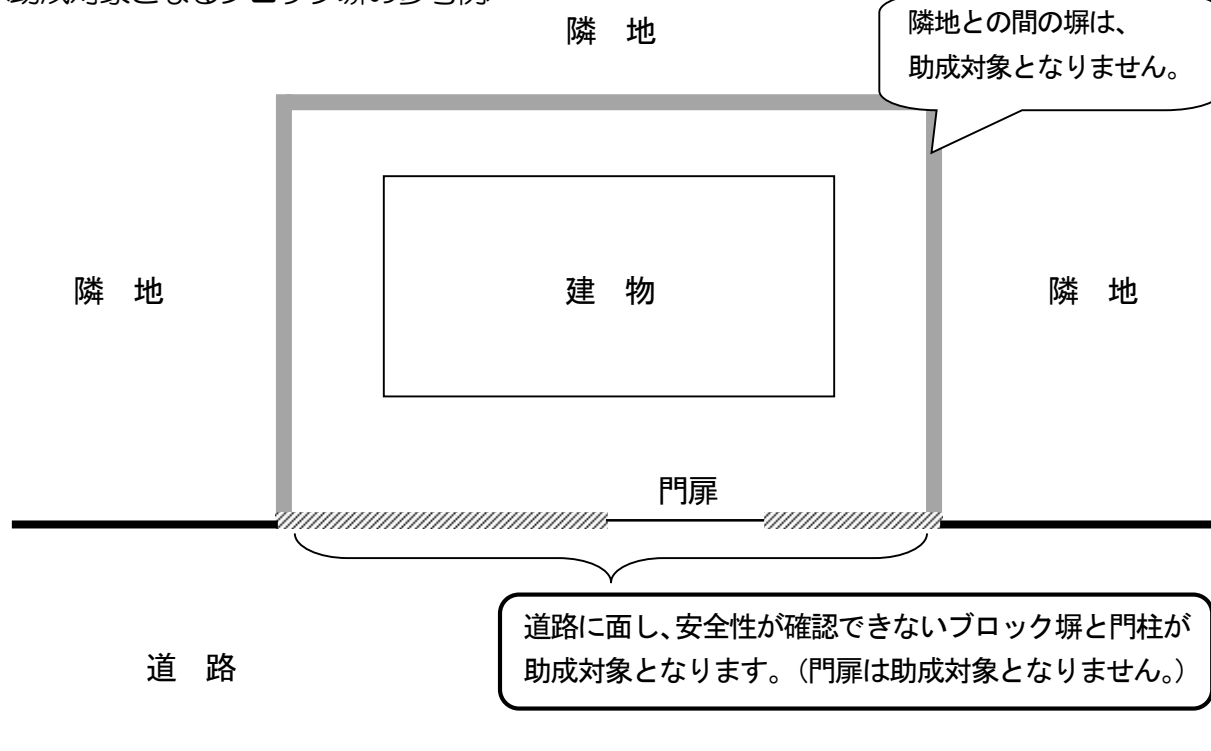
※ 助成金の額は、それぞれの工事ごとに、千円未満を切り捨てて算出します。

※ 消費税額は、自己負担になります。

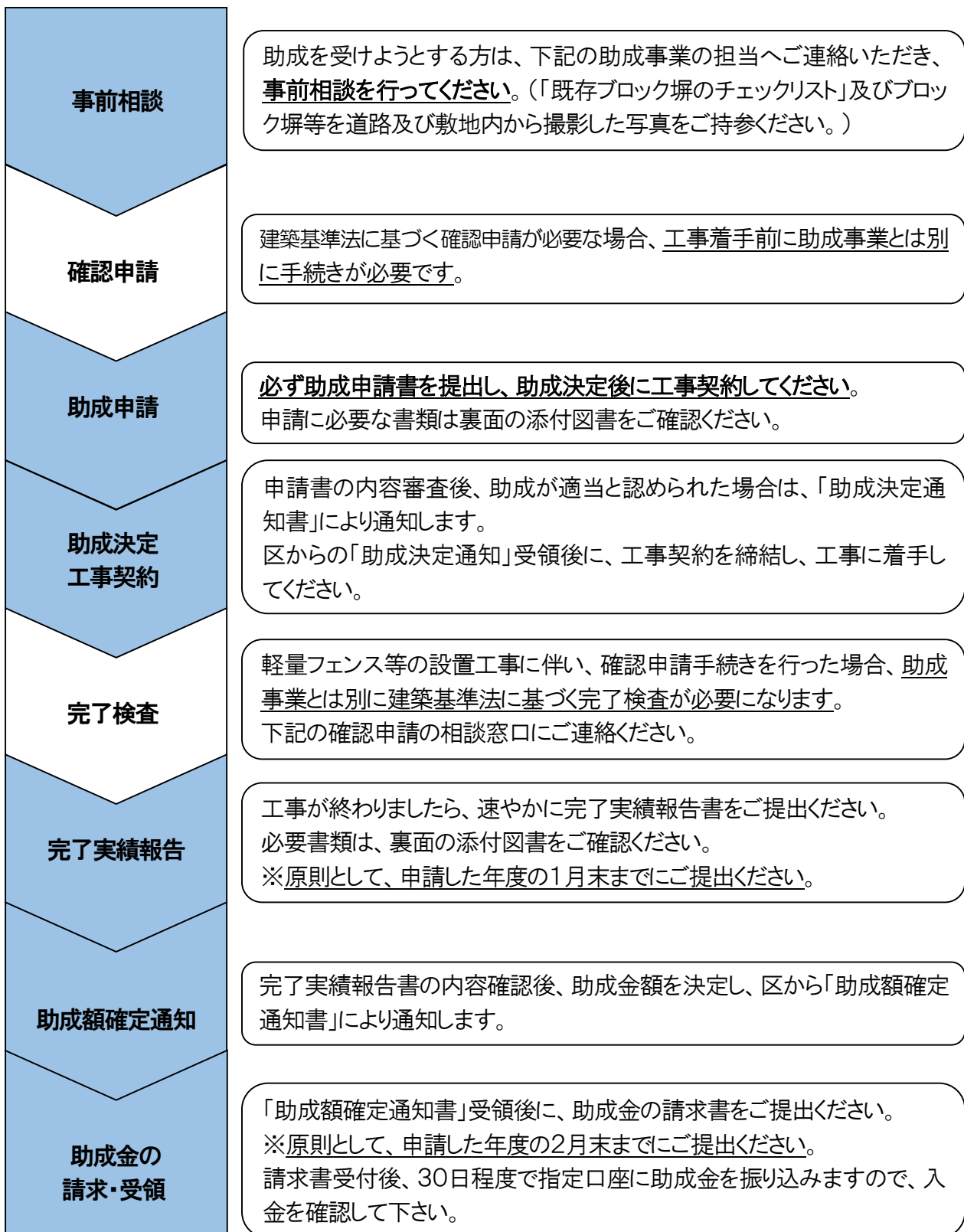
【ご注意ください】

- ブロック塀等を既に撤去している場合や助成申請・助成決定前に工事契約したものは、助成対象になりません。
- 申請には二者以上の見積りが必要です。
- 原則として、申請した年度の1月末までに完了実績報告書を提出してください。
- 工事を中止または変更する場合は、事前相談の上、所定の用紙により届出てください。
- 区では施工業者の紹介までは行っておりませんので、ご了承ください。
- 専門家への相談に関するお問い合わせは、東京都のホームページで閲覧できます。
（東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>）
- ブロック塀等撤去後に、建築基準法に違反する建築物や工作物は設置できません。
- 申請の際は、要綱をご確認のうえ、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。
- 予算額に達する場合は、年度途中で受付を締め切る場合があります。

〈助成対象となるブロック塀の参考例〉



○手続きの流れ



<問合せ先>

千代田区役所 環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1（区役所5階）

助成事業について： 構造審査係 ☎03-5211-4313

確認申請について： 建築審査係 ☎03-5211-4308

メール kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp

○添付図書

助成申請書	(共通事項) ・要除去ブロック塀等の存する敷地の権利関係を証する書類（土地・建物全部事項証明書等） ・法人全部事項証明書（所有者が法人の場合） ・所有者全員の同意書（所有者が複数の場合） ・管理規約及び管理を行う団体による同意がなされたことが分かる書類（要除去ブロック塀等が区分所有建物に付属する塀である場合） ・案内図、配置図、要除去ブロック塀等の位置図 ・工程表（概要） ・その他、区長が必要と認めた書類 (1) 撤去工事の場合 ・撤去する要除去ブロック塀等の平面図、立面図（要除去ブロック塀等の位置、延長、高さを記入したもの） ・現況写真（位置、構造、劣化状況等が確認できるもの） ・部分撤去後の立面図（部分撤去の場合） ・撤去工事見積書(写)（2者以上） (2) 設置工事の場合 ・設置する軽量フェンスの平面図、立面図及び断面図等 ・確認済証※1(写)（必要な場合） ・地区計画の行為の届出書についての回答書※2(写)（必要な場合） ・設置工事見積書(写)（2者以上）
完了実績報告書	・契約書(写) ・費用明細書(写) ・領収書等(写) ・写真（着手前、中間時、完了時） ・検査済証※3(写)（設置工事において必要な場合） ・工事記録等工事内容が分かる書類（設置工事において検査済証が不要な場合） ・変更の内容を確認できる書類（変更がある場合） ・その他、区長が必要と認めた書類

※1 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証

※2 都市計画法第58条の2第1項の規定による届出についての回答書

※3 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証